

豊中市児童相談所等夜間休日電話相談業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

豊中市児童相談所等夜間休日電話相談業務

(2) 目的

令和7年(2025年)4月1日に児童相談所を開所するにあたり、増加を続ける児童虐待通告及び子育て相談等に迅速かつ確実に対応し、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受け付けることのできる体制強化を構築するため、夜間・休日の電話相談業務の委託を行う。電話相談業務の実施にあたっては実績や専門性、提案力を勘案し総合的な見地から判断して最適な事業者(以下「優先交渉権者」という。)を選定することが適切であると考えられるため、公募型プロポーザル方式にて運営事業者の公募を行うものです。

(3) 業務概要

委託する業務の範囲は、「豊中市児童相談所等夜間休日電話相談業務仕様書」によります。

(4) 業務期間

① 業務履行準備期間：契約締結日から令和7年(2025年)3月31日

※優先交渉権者として選定された事業者は、委託業務開始までの間を準備期間とし、市との業務打合せ、従事者確保、業務履行に必要な準備を行ってください。なお、準備期間に要する費用は、受託事業者の負担とします。

② 業務履行期間：令和7年(2025年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日

(5) 履行場所

本契約による受注者が設置する相談室等とし、発注者に事前に実施場所について報告すること。実施場所は相談者に関するプライバシーの保護が図られ、電話相談員が適切な対応を行えるよう、必要な設備(専用ブース、端末等)を確保すること。また、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際規格「ISO/IEC 27001」の登録範囲に含まれていること。

ただし、天変地変・その他の不測の事態による実施場所が使用できない事象が起こった場合は、発注者と協議の上対応とするものとします。

(6) 予算等

本業務の委託料の上限額は、下記のとおりとします。

総額 13,200千円/年

※上記金額は消費税及び地方消費税を含みます。

※金額は契約時の予定価格を示すものではありません。

※契約約款中に契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が削除又は減額された場合には、契約を解除します。

2. 参加資格

(1) 満たすべき要件

応募にあたっては、公募参加申込書の提出日時時点で、下記に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 過去5年間の間に、本業務委託と類似・関連の業務を請け負った実績があり、かつ同一自治体と3年以上継続した履行実績を有すること。（契約期間が複数年度の場合は、現在履行中であっても2年以上履行されていれば実績として認める。）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑦ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑨ 公租公課を滞納していないこと。
- ⑩ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- ⑪ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）及びその指定審査機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」を取得していること及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO/IEC 27001」の認証を取得していること。

(2) 応募の無効及び決定の取り消し

下記事項のいずれかに該当する応募は無効とします。また、選定結果通知後に下記事項のいずれかに該当することが判明した場合は、決定された場合であっても、結果を取り消します。

- ① 公募参加申込期間内に提出書類の全部が提出されなかった場合（本市による指示以外で応募締め切り後の書類の追加提出や差し替えはできません。）
- ② 提出期限までに提出場所に企画提案書類の提出がないとき。
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング審査（第2次審査）を欠席したとき。
- ④ 公募後の市からの指示事項に正当な理由なく従わなかったとき。
- ⑤ 事業者から辞退の申し出があったとき。
- ⑥ 一団体に同一業務に対し複数の提案をしたとき。
- ⑦ 提案者が企業連合といった2社（者）以上の事業者で構成されているとき。
- ⑧ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ⑨ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ⑩ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- ⑪ 選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ⑫ 選定委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めたとき。
- ⑬ 契約締結日までの間に「2. 参加資格」に該当しなくなったとき。
- ⑭ その他、本実施要領の内容に違反したとき。
- ⑮ 上記のほか、本市が不適切と判断したとき。

3. 日程と提出書類等

（1）日程

実施内容	日程
実施要領及び仕様書の公表	令和6年（2024年）10月11日（金）
質問書受付	令和6年（2024年）10月11日（金）～ 令和6年（2024年）10月18日（金）
質問書への回答	令和6年（2024年）10月29日（火）
公募参加申込書・企画提案書提出〆切	令和6年（2024年）11月6日（水）
書類審査（第一次審査）結果通知	令和6年（2024年）11月18日（月）
プレゼンテーション・ヒアリング審査 （第二次審査）	令和6年（2024年）11月25日（月） ※日時、場所等の詳細は応募者に別途ご連絡します
優先交渉権者の決定・公表	令和6年（2024年）12月上旬
契約締結	令和6年（2024年）12月中旬

※ 事業の実施途上で、やむを得ない理由により上記スケジュールによりがたい事情が生じた場合は、判明した時点にて速やかに市と協議を行うものとします。

（2）質問受付

質問は、上記期限内に電子メールにて質問書（様式第1号）を送付のうえ、電話連絡をお願いします。電話や来庁など質問書以外での質問は受け付けません。なお、質問および回答の内容は、上記日程にて回答します。

また、質問書受付期限を過ぎての質問は受け付けません。（郵送不可）

(3) 参加提案書類等提出

公募に参加する事業者は、公募参加申込書（様式第2号）と、以下の【企画提案書類等提出一覧】の企画提案書類等を上記期限内に事務局あて持参または郵送（書留郵送）にてご提出ください。
 なお、郵送の場合は必ず期限内に必着のうえ、電話連絡してください。（期限必着）

【企画提案書類等提出書類一覧】

	項 目	留意事項	様 式
1	企画提案書提出届	参加資格要件を満たすことを確認したうえで、事業者名等を記載すること。	様式第3号
2	事業者概要書	事業者、代表者、資本金、従業員数、業務内容の詳細等記載すること。	様式第4号
3	企画書	基本姿勢、運営方法、執行体制等について記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。	様式第5号
4	誓約書	誓約書に記載の内容を確認したうえで、事業者名等を記載すること	様式第6号
5	業務実績調書	過去5年間に於いて、同様業務の請負実績について記載すること。内容が確認できる契約書等の写し（契約者、契約期間、業務内容がわかる箇所のみで可）を添付すること。	様式第7号
6	業務場所・実施体制	本業務を受託した場合の業務場所や実施体制について記載すること。	様式第8号
7	配置予定者調書	配置予定の業務責任者の業務経歴等について記載すること。	様式第9号
8	入札参加停止措置等状況調書	公募日から過去3年以内の処分歴等を確認すること。 措置を受けた場合は、その内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その写し添付すること。	様式第10号
9	見積書	宛先は豊中市長、件名は「豊中市児童相談所等夜間休日電話相談業務」として以下の内容を記載すること。 ① 業務履行期間の経費総額 ② ①の内訳（人件費、物件費、諸経費など、必要な経費） ③ 消費税及び地方消費税の額	様式自由

(4) 提出部数等

- ① 必要部数（正1部、副7部（コピー可））及び企画提案書類等提出書類の1～9を格納した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）…1枚を提出ください。
- ② 所定様式以外は、原則A4版(縦)で作成してください。
- ③ 提出するにあたり、上記の順にフラットファイルに綴り、提出書類に見出しのインデックスを付して提出してください。
- ④ 企画提案書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- ⑤ 企画提案書類の分割提出は認めません。
- ⑥ 企画提案書類の不足または提出期限内未到着の場合は、本案件の参加自体を無効とします。
- ⑦ 企画提案書類の受付後、いかなる理由があろうと追加および修正は認めません。
- ⑧ 企画提案書類の作成および提出にかかる費用は、すべて事業者の負担とします。

(5) 企画提案書類の著作権等

企画提案書類の著作権は、本案件の審査結果が確定するまでの間は事業者に帰属します。企画提案書類は優先交渉権者選定にのみ利用し、他の目的には使用しません。

また、企画提案書類は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）の定めにより公開される場合があります。

(6) 参加の取り下げ

公募参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第11号）にて豊中市長あて通知してください。

4. 審査概要

(1) 選定委員会

審査は、市の内部委員で構成する「豊中市児童相談所等夜間休日電話相談業務事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において行い、優先交渉権者を選定します。市は、選定委員会における選定結果及び意見等をふまえ、優先交渉権者を決定します。

(2) 委員構成

委員は次の職にあるものを充てることとします。

所属	補職
こども家庭支援監	こども家庭支援監
こども未来部はぐくみセンター	センター長
こども未来部児童相談所開設準備チーム	総括者
こども未来部はぐくみセンターこども安心課	主幹
こども未来部はぐくみセンターこども支援課	課長

(3) 審査方法

ア 書類審査（第一次審査）

- ① 企画提案書類等に基づく書類審査を行います。
ただし、応募した事業者が3事業者以下の場合にあつては、書類審査を省略します。この場合、全応募者に書類審査を行わない旨をメールで通知します。
- ② 応募した事業者が4事業者以上の場合、書類審査の点数上位3事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

イ プレゼンテーション・ヒアリング審査

- ① 出席者は、1事業者あたり3名までの出席とします。なお、本委託業務において、配置予定の業務責任者は、必ず出席してください。
- ② プレゼンテーション・ヒアリング時間は、1事業者あたり30分以内とします。（事業者からの説明：15分以内＋質疑応答：15分以内）
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング審査は令和6年（2024年）11月25日（月）を予定しています。時間、場所等については、別途ご連絡します。
- ④ プレゼンテーションは企画書に基づき実施してください。追加資料等は、市が求める場合を除き不可とします。また、パソコンやプロジェクター等、機器を使用する場合は、事前に市に相談してください。
- ⑤ 見積書の金額が上限を超過した場合や採点結果が全体配点の60%未満だった場合は、順位にかかわらず選外とします。
- ⑥ 評価合計点が最も高い事業者を優先交渉権者に、次に評価合計点が高い事業者を次点交渉権者にそれぞれ選定します。ただし、評価合計点数が同点の事業者が複数いる場合は、選定委員の合議によって順位を決定し、優先交渉権者又は次点交渉権者を選定します。

（４）評価基準

以下の審査項目について、評価基準に基づき採点を行います。

評価項目	評価内容	配点	
基本姿勢	業務を担うにあたっての基本的な考え方 ・本業務を行うにあたっての方針 ・児童や保護者等からの電話相談における提案者が果たすべき役割	8	
運営	契約締結後の事前準備 ・契約締結から業務運営開始前までの間における具体的な事前準備の内容 ・スケジュール、業務予定場所 ・本市との調整・連携	8	24
	相談対応について ・各相談窓口の性質を踏まえた傾聴・助言・情報提供など相談対応に係る質の確保 ・相談・通告又は児童の安全確保の緊急性が高いか否かの判断基準・報告体制について	8	
	業務状況の管理方法と報告体制 ・業務状況の管理方法 ・業務内容の記録や報告体制	8	
執行体制	従事者の選考・採用	8	32

	・従事者の選考・採用する際の考え方		
	従事者の配置や体制・役割分担 ・本業務に係る配置人数、シフトなどの具体的な体制 ・責任者の体制、役割分担等	8	
	業務責任者、相談責任者の能力・実績について	8	
	従事者の研修・教育 ・従事者の人材育成方針や研修の具体的内容 ・年間スケジュール	8	
リスクマネジメント	個人情報に対する考え方、緊急事態時の対応 ・守秘義務や個人情報に対する考え方や情報漏洩防止のための対策、取組みについて ・災害等における業務継続の方策	8	
業務実績	過去5年間の業務実績や組織体制などの適切な業務執行能力について	8	
付加提案	本業務の効果的、安定的、継続的につながる提案	1 2	
提案価格	提案価格の妥当性 予算の範囲内で、必要最小限に抑えられており、かつ実用性の認められる適正な価格 提案価格（＝見積書記載額） 提案上限額（A）＝39,600千円 （消費税及び地方消費税相当額を含む） ①「提案価格≤（A）」の場合 ※配点×（最低提案価格÷当該提案者の提案価格） ②「（A）＜提案価格」の場合 ※失格	8	
合計		100	
処分歴	公募開始日から過去3年以内の処分履歴等		内容に応じて減点

【評価ランク】

評価基準のうち「提案価格」以外の採点は、評価ランクによりAからEまでの評価を行い、それぞれのランクに該当する係数を、各評価内容の配点に乗じて算出します。

ランク	評価	配点係数
A	特に優れている	100%
B	優れている	75%
C	平均的・普通	50%
D	やや劣る	25%
E	劣る	0%

（５）審査結果の通知等

本案件の最終結果は、書面にて応募した全ての事業者に通知します。また、優先交渉権者が決定し

た場合は、市ホームページにおいて公表します。

なお、審査の途中経過に関する問い合わせや審査結果に対する異議等には対応しません。

公表内容は以下のとおりです。

- ① 優先交渉権者の名称、評価合計点
- ② 優先交渉権者の選定理由
- ③ 全提案者の名称
- ④ 全提案者の評価合計点

※ただし、応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

(6) その他

本案件に関して実施要領の公表の日から審査結果の公表の日までの間「選定委員会」委員や市職員への接触を禁じます。

※ただし、3(2) 質問受付、3(3) 企画提案書類等提出、4(3) イ.プレゼンテーション・ヒアリング審査等を除きます。

5. 契約の締結

- ① 優先交渉権者は、本市と仕様、価格等を協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務を依頼する相手方として決定されるため、優先交渉権者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約するものではありません。
- ② 優先交渉権者と協議が調わない場合は、本市は、次点交渉権者と協議を行います。
- ③ 契約内容は、企画提案書の提案内容をもとに、本市と協議の上、決定します。
- ④ 協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定されている随意契約により契約を締結します。その際には協議内容に基づく、見積書を改めて提出して頂きます。
- ⑤ 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、あるいは提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしない場合があるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求める場合があります。
- ⑥ 受託事業者は、原則として契約保証金の納付を行うこととします。
 - 契約保証金を納付する場合
契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に納めていただきます。
 - 契約保証金を免除する場合
 - ・履行保証保険の契約をするとき
契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結していただきます。
 - ・豊中市財務規則第110条第3号の規定に該当すると本市が認めたとき（別途申請書が必要）

6. その他必要な事項

- ① 企画提案書類の作成その他手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。
- ② 企画提案書類作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費は全て事業者の負担とし

ます。

③ 本案件の事業者に対する参加報酬はありません。

④業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、事業者の負担とします。

⑤ 1（3）に掲げる業務の変更または中止の必要性が生じた場合、市から事業の変更等を提案する場合があります。

7. 応募先、質問・問い合わせ先（事務局）

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番8号
豊中市こども未来部児童相談所開設準備チーム
担当 中川

受付時間：8時45分から17時15分

Tel06-6852-5563

Fax06-6846-6080

E-mail jisoujunbi@city.toyonaka.osaka.jp